

(保374)

令和3年3月8日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松本吉郎  
(公印省略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について  
等の一部訂正について

下記の通知について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡がありましたので、お知らせ致します。

今回の訂正は、令和3年1月29日付け保医発0129第3号における「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について」の内容の訂正になります。

つきましては、今回の訂正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

(添付資料)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について」等の一部訂正について（令3. 2. 26 厚生労働省保険局医療課）

事務連絡  
令和3年2月26日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」  
等の一部改正について」の一部訂正について

令和3年1月29日付け保医発0129第3号における「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について」及につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

記

別添 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について(令和3年1月29日付保医発0129第3号)

(別添)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」  
(令和2年3月5日保医発0305第11号)の一部改正について

3 別表2の一般的名称「脳神経外科手術用ナビゲーションユニット」の項を削除する。